



山形県公報

平成19年9月21日(金)
第1877号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... (置賜総合支庁福祉課) ...1251  
 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... (同) ... 同  
 貸金業者に対する登録の取消しの処分..... (産業政策課) ...1252  
 土地改良区の役員の退任の届出..... (村山総合支庁農村計画課) ... 同  
 土地改良区の役員の就任の届出..... (同) ... 同  
 土地改良事業施行の適当の決定..... (庄内総合支庁農村計画課) ...1253  
 県道の供用の開始..... (村山総合支庁建設総務課) ... 同  
 平成19年2月県告示第154号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の  
 一部改正..... (建築住宅課) ...1254  
 開発行為に関する工事の完了..... (最上総合支庁建築課) ... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ... 同  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (庄内総合支庁企画振興課) ...1255  
 一般競争入札の公告..... (情報企画課) ... 同  
 大規模小売店舗の新設の届出..... (商業経済交流課) ...1256  
 一般競争入札の公告..... (庄内総合支庁水産課) ...1257

## 告 示

### 山形県告示第877号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの<br>種類   | 廃止年月日       |
|------------------------------------|----------------------------------|-----------------|-------------|
| 置賜広域病院組合<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2000番地 | 公立置賜川西診療所<br>東置賜郡川西町大字上小松2918番地2 | 訪問リハビリテー<br>ション | 平成19. 8. 30 |

### 山形県告示第878号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                      | 介護予防サービスの種類             | 廃止年月日      |
|------------------------------------|----------------------------------|-------------------------|------------|
| 置賜広域病院組合<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2000番地 | 公立置賜川西診療所<br>東置賜郡川西町大字上小松2918番地2 | 介護予防<br>訪問リハビリテー<br>ション | 平成19. 8.30 |

## 山形県告示第879号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 貸金業者の名称及び代表者氏名並びに住所

(1) 名称及び代表者氏名 笹勝商事 笹塚 克己

(2) 住所 山形市南原町一丁目18番41号第6 渡辺コーポ103

## 2 取消年月日

平成19年9月13日

## 山形県告示第880号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、龍湖土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所          |
|----------|-------------|--------------|
| 理 事      | 齋 藤 正 一     | 山形市蔵王温泉144番地 |
| 同        | 齋 藤 松 喜     | 同 蔵王堀田7番地    |
| 同        | 志 鎌 敏 行     | 同 蔵王上野21番地   |
| 同        | 大 沼 侑       | 同 1198番地の2   |
| 同        | 高 橋 伊 三 雄   | 同 1063番地の1   |
| 同        | 横 山 利 右 工 門 | 同 蔵王半郷49番地   |
| 同        | 武 田 昌 俊     | 同 72番地       |
| 監 事      | 堀 川 詔 太 郎   | 同 蔵王上野80番地   |
| 同        | 金 峰 聰 和     | 同 蔵王半郷2番地    |

## 山形県告示第881号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、龍湖土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所           |
|----------|--------|--------------|
| 理事       | 伊東秀幸   | 山形市蔵王温泉904番地 |
| 同        | 齋藤松喜   | 同 蔵王堀田7番地    |
| 同        | 志鎌敏行   | 同 蔵王上野21番地   |
| 同        | 大沼 侑   | 同 1198番地の2   |
| 同        | 高橋伊三雄  | 同 1063番地の1   |
| 同        | 横山利右工門 | 同 蔵王半郷49番地   |
| 同        | 武田昌俊   | 同 72番地       |
| 監事       | 高橋富司雄  | 同 蔵王上野8番地    |
| 同        | 中山宗五   | 同 蔵王半郷33番地   |

## 山形県告示第882号

庄内赤川土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成19年9月12日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月21日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し（清水地区）
- (2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成19年10月1日から同月30日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年9月21日から同年10月5日まで縦覧に供する。

平成19年9月21日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 路線名 山形羽入線

- 2 供用開始の区間 山形市江俣五丁目2番6から  
同 2番5まで

## 3 供用開始の期日 平成19年9月21日

## 山形県告示第884号

平成19年2月県告示第154号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部を次のように改正し、平成19年12月1日から施行する。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

|   |            |      |      |        |                  |       |
|---|------------|------|------|--------|------------------|-------|
| 「 | 県営川南アパート1号 | 51.2 | 0.97 | 24,200 | 風呂無し<br>平成18年度改善 | を     |
|   |            |      | 0.93 | 24,200 |                  |       |
|   |            |      | 0.99 | 68,900 |                  |       |
|   | 県営川南アパート2号 | 51.2 | 0.97 | 27,600 |                  |       |
| 」 |            |      |      |        |                  |       |
| 「 | 県営川南アパート1号 | 51.2 | 0.99 | 68,900 |                  | に改める。 |
|   | 県営川南アパート2号 |      | 51.2 | 0.99   |                  |       |
| 」 |            |      |      |        |                  |       |

## 山形県告示第885号

次の開発行為は、完了した。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 許可番号  
平成19年9月11日 指令最総建第6号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡真室川町大字平岡字片杉野1658-1、1658-2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
最上郡真室川町大字平岡1658番地2  
株式会社 やすらぎ福祉センター 代表取締役 高橋三男

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 申請のあった年月日  
平成19年9月4日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称  
特定非営利活動法人 天童NPO支援サロン
  - 代表者の氏名  
工藤 一夫
  - 主たる事務所の所在地  
天童市鎌田一丁目13番30号 (有)フルーツショップ内
  - 定款に記載された目的  
この法人は、不特定かつ多くのものに対して、明るく安心して生活出来るための市民の市民による自発的な活動の発展のために、多種多様な人々や組織とのネットワークを通して、新たな産業や文化の創造を図り、市民、企業、行政が協働して地域発展を支えることで、多様な自立した地域社会の実現への足掛かりとなる活動ひいては公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年8月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 庄内浜を考える会
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 春雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市緑ヶ丘一丁目19番2号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、県内の小学生、水産業者、海洋レジャーを楽しむ人達に、水中写真展、水中ビデオの上映会や無料体験ダイビングを行う事で、海のすばらしさや海の遊びの楽しさを知ってもらうことを目的とする。また、藻場の調査や海藻の増殖事業を行う事でCO<sub>2</sub>を減少させ、魚介類の増加をはかるとともに、海難事故があった場合は各省庁と連携して捜索活動などを行う。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e - ミーティングルーム（15階）
  - (2) 日 時 平成19年10月31日（水） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成19年12月1日から平成20年11月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち4箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(5)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし共同企業体にあつては、(6)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
    - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
    - (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成19年1月30日付け県公報第1811号）により公示された資格を有すること。
    - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
    - (4) 当該役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
    - (5) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。
    - (6) 共同企業体のすべての構成員が(1)及び(3)の要件を満たしていること。
    - (7) 共同企業体のいずれかの構成員が(2)、(4)及び(5)の要件を満たしていること。

- (8) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)、(4)及び(5)に係る事項を証明する書類(共同企業体にあつては、3の(6)から(10)までに係る事項を証明する書類)並びに山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)を平成19年10月24日(水)午後5時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required : the Yamagata Prefectural Government's central communication network Management maintenance business 1 set
- (2) Time-limit for tender : 10:00 A.M. October 31, 2007
- (3) Contact point for the notice : Information Planning Division, Administrative System Reform Promotion Office, General Affairs Department , Yamagata Prefectural Government , 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi , Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023-630-2098

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成20年1月21日まで縦覧に供する。

平成19年9月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)MOVIE ON やまがた  
山形市河原田58番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
福田道路株式会社 新潟県新潟市中央区川岸町一丁目53番地1  
代表取締役 三浦 克彦

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社八文字屋 山形市本町二丁目2番28号  
代表取締役 五十嵐 太右衛門
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年4月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,654平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 387台
  - (2) 駐輪場の収容台数 98台
  - (3) 荷さばき施設の面積 120平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 17.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後10時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から翌日の午前0時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
7か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成19年8月22日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年1月21日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、漁業監視調査船「月峯」上架整備（定期検査）業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成19年9月21日

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長 樋 田 陽 治

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 酒田市山居町二丁目14番23号 山形県庄内総合支庁産業経済部水産課会議室
  - (2) 日 時 平成19年10月19日（金）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業監視調査船「月峯」上架整備（定期検査）業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 履行期限 平成19年12月26日（水）
  - (4) 履行場所 県内の造船所
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成19年1月30日付け県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該役務に係る船舶を整備することが可能であり、かつ、安全に上架できる施設の確保ができること及び提供される特定役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
酒田市山居町二丁目14番23号 山形県庄内総合支庁産業経済部水産課総務係 電話番号0234-24-6161
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(4)に係る事項を証する書類(以下「申請書等」という。)を平成19年10月5日(金)までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance and regular inspection of fishery surveillance survey ship "geppo" 1 set
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. October 19, 2007
  - (3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Fisheries Division, Industrial and Economic Affairs Department, Shonai Area Branch General Administration, Yamagata Prefecture, 14-23 Sankyomachi 2-chome, Sakata-shi, Yamagata-ken 998-0838 Japan TEL 0234-24-6161